



cutting through complexity

「プロジェクトは、請求権の測定に関連する特性を特定することにより進展を果たした。次の課題は、これらの特性が財務諸表利用者の情報ニーズにどのように影響するのかを調査することである。」

KPMGグローバル
IFRS金融商品リーダー
Chris Spall



金融商品会計の動向

本ニュースレターは、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトについて、IASBの2015年6月の審議の概要を解説しています。

概要

資本の特徴を有する金融商品プロジェクトは5月に開催された会議において本格的に再始動し、その後、IASBは負債と資本の区別に関連する請求権(Claims)¹の特性を特定する作業に取り掛かった。

最初のステップとして、IASBは、6月の会議において請求権の測定に関連する以下の特性について審議した。

- 請求権の決済に必要な経済的資源の様々な種類
- 請求権の決済に必要な経済的資源を移転する時期
- 請求権の決済に必要な経済的資源の金額または量
- 他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位
- 請求権に付随する条件または偶発事項

プロジェクトにおける次のステップは、財務諸表の様々な部分を用いて行われうる財務諸表利用者の評価に、特定された請求権の特性が妥当であるかを分析することである。

マクロヘッジ会計プロジェクトについては、6月の会議において審議されなかった。

1 訳者注:ここで議論されている請求権(claims against the entity)とは、将来(清算時を含む)における複数のシナリオの下で、企業がその経済的資源を移転する現在の義務であり、「資本」と「負債」の両方を含む概念である。

資本の特徴を有する金融商品一関連する特性

これまでの経緯

IAS第32号「金融商品：表示」には、負債と資本に金融商品进行分类する規定が含まれている。この二元論的な分類規定を資本の特徴を有する多くの金融商品に適用した場合、重要な実務上の論点が生じる（ここでは例えば、償還可能でない、裁量による配当が支払われるような典型的な普通株式は除く）。過去において、IFRS解釈指針委員会にはこの分野に関する複数の質問が寄せられたが、一部のケースは結論に至らなかった。IFRS解釈指針委員会は、それらのいくつかについてはIFRSの基礎的な概念の検討を要するため、IASBに委ねた。

IASBは2008年にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。しかし、リソースの問題により、IASBはこのトピックに関する公開草案を公表することができず、プロジェクトは中断した。その後、IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」プロジェクトの一環で一部の課題について審議した。

2014年10月、IASBは資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトを再開し、プロジェクトを2つ（分類、ならびに表示及び開示）に分けることを決定した。IASBはまた、プロジェクトにより概念フレームワークの負債と資本の定義が修正される可能性があることも述べた。

IASBは2015年5月まで、公式にはこのプロジェクトの再検討を行わなかった。IASBはその際、負債と資本を区別する概念上及び適用上の課題について審議し、プロジェクトにおける次のステップとして、これらの課題をもたらず請求権の特徴を特定すると述べていた。

スタッフは、負債と資本の区別に関連する請求権の特性に関する分析を示した

【問題の所在】

金融商品を負債として分類するか、または資本として分類するかは、金融商品の貸借対照表上の表示、測定、及び企業の経営成績への作用の仕方に大きな影響を及ぼす。しかし、金融商品の複雑性が増しており、負債と資本の区別は困難になっている。

プロジェクトの範囲及び課題が特定されたため、次のステップとして重要なのは、負債と資本の区別に関連する請求権の特性を特定することである。

スタッフは、特性が請求権の将来キャッシュフローの見込みに潜在的な影響を及ぼす場合にのみ、それらの特性は関連していると考えている

【IASBスタッフの提案】

請求権に将来キャッシュフローの見込みに影響を与える特性が含まれる場合は、その請求権に関する有用な情報を提供するために（認識または開示を通じて）測定する必要がある。したがって、最初のステップとして、スタッフは請求権の測定に関連する特性、すなわち将来キャッシュフローの見込みに影響を与える特性を特定した。

請求権の「特性」は、経済的資源の移転に必要とされる事項に関する記述²（すなわち、企業の債務が決済される状況）を引用している。例えば、決済には以下のような場合が含まれる。

- 義務を履行する。
- 請求権を買い戻すことにより経済的資源を保有者に移転する。
- 請求権の免責を交渉する。
- 既存の請求権と異なる特性を有する新たな請求権を交換する。

2 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」において、経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。

異なる特性は将来キャッシュフローの見込みに様々な影響を与え、それらの影響に関する情報は、財務諸表利用者が行う様々な評価に影響を与える可能性がある。これらに対処するためには、以下のことが必要となる。

- 認識に関する異なる規定、または測定に関する異なる基礎
- 貸借対照表上及び損益計算書上における異なる合計及び小計への金額の算入
- 財務諸表の注記における追加情報

スタッフが特定した関連する特性

スタッフは、特性が請求権の将来キャッシュフローの見込みに潜在的な影響を及ぼす場合にのみ、それらの特性は請求権の総額の測定において関連すると考えている。以下の表は、この要件を満たす5つの特性を説明している。

特性の種類ごとの例	特性は、将来キャッシュフローの見込みにどのように影響するか？	現行のIFRSでは、特性はどのように考慮されているか？
請求権の決済に必要な経済的資源の様々な種類		
現金または他の金融資産 財またはサービス 企業の支配下にある経済的資源	■ 様々な種類の経済的資源を異なる請求権に配分する。 ■ 企業が請求権の決済に必要な種類の経済的資源を有さないというリスクをもたらす。 ■ 請求権を決済するための経済的資源を創出、入手または転換する際に生じるコストが、他の請求権の保有者に生じる(flow)かを決定する。	IFRSでは、このベースで負債と資本を区別しない。ただし、一部のIFRSの規定では、移転する経済的資源の種類により特定されているものもある。 例えば、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(及びIFRS第9号「金融商品」)並びにIAS第32号は、「現金またはその他の金融資産を引き渡す契約上の義務」に適用される。 また、IAS第18号「収益」(及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」)は、財の販売及びサービスの提供に適用される。
(全額または一部の)請求権の決済に必要な経済的資源を移転する時期		
以下のカレンダー日付 ■ 全額決済 一例：満期日 ■ 一部決済 一例：クーポン支払日	■ 移転が企業の清算前に生じるかを否かを決定する。 ■ 様々な時期に企業の経済的資源を請求権の保有者に配分する。 ■ 企業が必要となときに債務を決済することができなくなるリスクをもたらす。 ■ 請求権を決済するための経済的資源を創出、入手または転換する際に生じるコストが、後に決済が必要となる請求権に生じるかを決定する。	経済的資源の移転の時期は、以下の基準に記載のとおり、負債の定義において間接的に示されている。 IAS第32号は、清算前に現金または他の金融資産を引き渡す義務を金融負債として定義している。 IFRS第2号「株式に基づく報酬」は、清算前に現金または他の金融資産を引き渡す義務を負債として定義している。 概念フレームワークの公開草案は、清算前に経済的資源を引き渡す義務を負債として定義している。 IAS第1号「財務諸表の表示」は、負債を貸借対照表上で流動と非流動に区分することを要求している。ただし、流動性に基づく表示が最も目的適合性が高い場合は、流動性の順序に従って表示することもできる。

特性の種類ごとの例	特性は、将来キャッシュフローの見込みにどのように影響するか？	現行のIFRSでは、特性はどのように考慮されているか？
請求権を決済するために、移転が必要となる経済的資源の金額または量		
選択された通貨、商品、金融資産、あるいは資産のバスケットまたは指標の単位により表示される額面、クーポン、上限及び(または)下限単位。 これらの金額は、以下のような場合に、時間の経過とともに変化する。 ■ 市場金利に基づいて設定されている場合 ■ 経済的資源が選択された通貨、商品、金融資産、あるいは資産のバスケットまたは指標の単位により表示されている場合	■ 企業の残りの経済的資源に対する比例的持分を引き渡すのではなく、特定の金額または量の経済的資源を引き渡す義務が存在するか否かを特定する。 ■ 様々な量または金額の経済的資源を異なる請求権に配分する。 ■ 企業が請求権の決済に必要な金額の経済的資源を有さないリスクをもたらす。	一部のIFRSの規定は、請求権の決済のために必要となる経済的資源の金額を特定している。 IAS第32号は、「(特定の金額と価値が等しい)資本性金融商品の可変数を引き渡す義務は金融負債である」と説明している。 IAS第33号「1株当たり利益」は、「当該期間について要求される累積の優先株式に対する優先配当の金額は、純損益から減算される」と説明している。 IAS第32号は、金融負債の定義の例外となるプッタブル金融商品の条件の1つについて、「金融商品の存続期間にわたって当該金融商品に帰属する予想キャッシュフローの合計額が実質的に、純損益、認識されている純資産の変動、当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済みまたは未認識の純資産の公正価値の変動に基づいていること」と説明している。
他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位		
担保付き上位社債 劣後債 優先株式 普通株式 ワラント	■ 当該請求権の相対的な順位(ペckingオーダーまたはウォーターフォール)に基づいて、将来キャッシュフローの見込みを修正する。	IAS第32号のもとでは、清算前に現金または他の金融資産を引き渡す義務を含むプッタブル金融商品は、特定の条件を満たす場合に資本として分類する。 IAS第33号のもとでは、(1株当たり利益の計算の基礎となる)普通株式は、すべての他の資本性金融商品のクラスに劣後する資本性金融商品として定義されている。
他の個別の特性(すなわち、種類、時期または金額)あるいは請求権全体に付随する条件または偶発事項³		
無条件 企業の支配が及ぶ事象の発生を条件とする。 請求権保有者の支配が及ぶ事象の発生を条件とする。 企業及び請求権保有者の支配が及ばない事象の発生を条件とする。	■ 経済的資源を移転する義務が以下の状態となる可能性がある。 - 将来において存在しなくなる。 - 特定の事象が発生するまたは発生しないことによって別の種類の義務に転換される(例:請求権発行の売建または買建オプション)。	一部のIFRSの規定(特に、認識及び測定に関連する規定)は、請求権の条件となる事象の種類を具体的に示している。

今回の会議の目的に合わせて、スタッフは関連する特性を個別に(すなわち、それぞれの相互関連性を検討せずに)分析した。ただし、実務においては、これらの特性が請求権に及ぼす複合的影響が分析されている。

3 スタッフは、今後のIASB会議において、条件及び偶発事項に関するより詳細な分析と審議を行う予定である。

スタッフは特定された特性を有する請求権をどのように分析するか

請求権の保有者が関心を示す情報は、請求権の関連する特性(すなわち、どの特性が請求権の将来キャッシュフローに影響を与えるか)によって異なる。

すべての関連する特性を含む請求権(例: 普通社債)の保有者は通常、請求権の将来キャッシュフローの種類、時期、金額及び不確実性に関する情報に対して関心を示す。これらの請求権の保有者は、他の請求権の特性に対しても、これらが請求権の将来キャッシュフローに影響を及ぼす場合には、関心を示すと考えられる。

一方で、関連する特性を含まない請求権(例: 普通株式)の保有者は通常、企業の経済的資源に関する情報及び企業に対する他の請求権の関連する特性に関する情報に対して関心を示す。

スタッフは、いくつかの単純な請求権の例について、上述の関連する特性のすべてまたは一部を含んでいるか、あるいは含んでいないかについて検討した。

請求権の種類	関連する特性をどの程度含むか	説明
普通社債	すべての関連する特性を含む	企業は特定の通貨において指定された金額と同額の現金を、清算前の特定の時期に、すべての他の請求権よりも低い優先順位で引き渡す義務を有している。
公正価値により償還可能な株式	一部の関連する特性を含む	企業はこの請求権を公正価値により、清算前の特定の時期または保有者の要求があった場合に、現金で決済する義務を有している。 ただし、普通株式と同様に(以下を参照)、経済的資源及び企業が支払いを求められる請求権の金額は指定されていない(すなわち、普通株式の公正価値は、認識済み及び未認識の経済的資源及び他の請求権の合計額を反映している)。
株式により決済される負債		企業はこれらの請求権を、経済的資源を用いて決済することを要求されない(すなわち、現金の代わりに自社の普通株式の可変数を用いる)。また、これらの請求権について、清算前の決済は要求されない(ただし、異なる特性を有する請求権への転換は、清算前に行うことが要求される)。 しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が指定されている。
累積的優先株式	一部の関連する特性を含む	これらの請求権は、企業の清算前の決済は要求されない。 しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が指定されている。
普通株式	関連する特性を含まない	企業には、普通株式の保有者に対して、ある金額またはある特定の種類の経済的資源を企業の清算時までに移転する義務はない。

KPMGの見解

普通株式は関連する特性を含まないという考えは、普通株式の将来キャッシュフローの見込みが主に、企業の経済的資源全体(すなわち、キャッシュフローを生成する企業の能力)及び他の請求権(すなわち、普通株式よりも優先される関連する特性を有する請求権)を決済するために必要となるキャッシュフローによるものであることを表している。これは、普通株式が残余持分または資本相当持分を表すことを示唆していると考えられる。

スタッフが関連しないと考える特性

スタッフは、これまで基準として提案されていた以下の特性は、請求権の将来キャッシュフローの見込みを評価するうえで関連しない(または、関連する特性の結果としてのみ関連する)と考えている。

関連しない特性	関連しないと考える理由
企業の経済的資源に影響を与える権利	
この特性は企業の活動に関する議決権または制限権(例:株主総会における議決権及び財務制限条項)を特定すると考えられる。	このような権利は、企業の経済的資源及び将来キャッシュフローの見込みに影響を与える可能性がある。ただし、これらの見込みを請求権に配分する方法には影響を与えない。 経済的資源の内容及び金額に関する情報は、企業の資産に適用される認識及び測定の規定に従って提供される。 さらに、請求権の保有者が企業に対する支配を有している場合、その企業に関する情報を要求するパワーを有しており、財務諸表の主要な利用者に該当しない。
請求権のリターンに関するリスク	
これは、請求権の将来キャッシュフローの見込みの不確実性を測る基準である。	この特性は、財務諸表利用者が行わなければならない様々な評価に影響を及ぼす可能性があるため、類似のリスクを有する請求権をまとめて記載することによる分類が望まれる。ただし、このような分類を達成するためには、特性を特定しなければならないが、この基準では特定することはできない。
財務報告の観点	
財務諸表は資本提供者の観点ではなく、企業の観点から表示される。	この特性は、財務報告の目的を満たすうえで関連する。すなわち、財務諸表は以下のような情報を提供すべきである。 ■ 既存及び潜在的投資家、貸手及び他の債権者にとって有用な情報 ■ これらの当事者に共通の情報ニーズに的を絞った情報

KPMGの見解

企業の経済活動に対する議決権及び制限権に関連する特性は、請求権の将来キャッシュフローの見込みを評価するうえで関連しない、というスタッフの主張は、必ずしも請求権の価値の算定においてもこのような特性が関連しないことを意味しているわけではない。例えば、財務制限条項によってサポートされる負債性金融商品は、そのようなサポートのない負債性金融商品よりも価値が高い可能性がある。ただし、追加的な価値は、財務制限条項と負債性金融商品のその他の関連する条件(例:元本及び利息の支払いに関する要求事項)との関係性から生じる。また、議決権の付された株式は、付されていない株式よりも市場価値が高い可能性がある。

【IASBの決定事項】

IASBは今回の会議において意思決定を行わなかった。ただし、IASBのメンバーはスタッフが特定した特性について合意した。

審議において、IASBのメンバーの1人は、このような特定された特性が請求権の測定に関連しており、負債及び資本の様々な種類の間の配分について考慮されていないことをスタッフに確認した。

また、当該メンバーは、財務報告の観点は、請求権の直接的測定に関連する特性ではないが、財務諸表利用者による評価を検討する際に関連する特性となる可能性があることをスタッフに確認した。

KPMGコンタクト

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

小澤 季広

T: +81 3 3548 5107

E: toshihiro.ozawa@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者であるSandeep Patkarの努力に謝意を表します。

また、レビュアーであるChris Spallの貢献にも謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年6月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 24」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS金融商品ニュースレター (IFRS – Financial Instruments Newsletter) は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。